

(縦覧用)

平成25年9月26日、第24回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	本田芳明
10番	國見正則
12番	小沼 悟
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

6番	柴野忠征
11番	久保伸一

附議した案件

- 議案第 1 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 1 1 6 号 現況証明願いについて
議案第 1 1 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 1 8 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第 1 1 9 号 中標津町農地基本台帳点検等実施規程制定について
報告第 7 5 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第 7 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 7 7 号 農地法第 5 条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地係 長	奥 山 正 行
庶務係 長	若 森 修 二
係	本 間 光 代

(開 会 1 1 時 0 0 分)

- 議 長 おはようございます。
ただ今の出席委員は 1 5 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 2 4 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1 番、中村 正生 委員。
2 番、笠原 康博 委員。
以上、2 名を指名致します。
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。
- 事務局長 7 月 2 4 日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
最初に、8 月 9 日中標津町議会臨時議会が開催され、一般会計補正予算等が審議され決定されております。会長が出席しております。
次に、8 月 2 9 日宮城県名取市で行われました「平成 2 5 年度東北・北海道農業活

性化フォーラム」であります。東北、北海道の農業委員、事務局員約1,200名が出席し開催されました。

フォーラムでは、「地域農業の振興について」をテーマとした東北大学教養教育院工藤教授の基調講演と「地域農業の振興に向けた農業委員会活動」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、青森、秋田、宮城の3農業委員会の代表がパネラーとなり農業委員会活動のついて議論、討論されたところでもあります。会長、代理が出席しております。

次に、8月30日から2泊3日の日程で開催しました中標津町農業後継者対策協議会主催の夏季交流会であります。

今回は、道内外の女性を対象に募集し、道外から3名、道内は釧路市から1名で合計4名の参加で行いました。参加青年の圃場でのブロッコリー等の収穫体験、中標津町農協の生活アドバイザーである長正路宅での酪農体験、計根別農協の家畜育成センター、モアン牧場見学、歓迎交流会等で交流を深めたところでもあります。引き続きの交流の期待しております。

30日の歓迎交流会には、副会長である安田会長が出席し歓迎、激励の挨拶を行っております。

次に、中標津町議会9月定例会が9月9日から13日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問の他、各会計補正予算、条例の一部改正等について審議し可決しております。

本会議が開催された9日と13日に会長が出席しております。

最後に、北海道農業会議の臨時総会が9月24日に札幌で開催されました。

今後の農地対策のあり方に関する提言及び、一部市町村で農業委員の改選があり、新たな常任会議委員等が決定されております。会長が出席しております。

以上、会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第75号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

報告第75号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1)について説明致します。46ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 届出人の住所、氏名 中標津町東
○○○○ ○○○○
2. 許可年月日、許可番号 平成24年10月25日付 中農委5第8号
3. 許可地の所在 中標津町字武佐○○○○
中標津町字武佐○○○○
4. 転用目的 砂利採取
5. 事業計画の期間 平成24年11月1日から平成25年10月30日まで
6. 事業完了年月日 平成25年8月30日

7. 完了検査年月日 平成25年9月19日

この件につきましては、平成25年9月19日第1地区推進班において現地確認を
しまして、本年の事業が完了されていたことを確認しております。
以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(1)の質疑を受けたいと思います。
(「ありません」の声多数)
なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。
報告第75号(2)について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 届出人の住所、氏名 野付郡別海町
○○○○ ○○○○ ○○○○
2. 許可年月日、許可番号 平成24年10月25日付 中農委5第9号
3. 許可地の所在 中標津町字西竹○○○○
4. 転用目的 砂利採取
5. 事業計画の期間 平成24年10月26日から平成25年10月25日まで
6. 事業完了年月日 平成25年8月31日
7. 完了検査年月日 平成25年9月17日

この件につきましては、平成25年9月17日第4地区推進班において現地確認を
しまして、計画通り整地され良好な状態で完了されていたことを確認しております。
以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(2)の質疑を受けたいと思います。
(「ありません」の声多数)
なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 8番本田です。
報告第75号(3)について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 届出人の住所、氏名 中標津町東
○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○
2. 許可年月日、許可番号 平成24年7月25日付 中農委5第6号
3. 許可地の所在 中標津町字養老牛○○○○
中標津町字養老牛○○○○
4. 転用目的 砂・土採取

5. 事業計画の期間 平成24年7月26日から平成25年7月25日
 6. 事業完了年月日 平成25年7月24日
 7. 完了検査年月日 平成25年9月17日

この件につきましては、平成25年9月17日に第5地区推進において現地確認を行いました。本年の事業が完了されていたことを確認しております。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(3)の質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程4、議案第115号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第115号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。4ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字武佐

○ ○ ○ ○

借主 中標津町東

○ ○ ○ ○

○○○○ ○○○○

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	33,703の内 11,508	
〃	○○○○	〃	〃	24,506の内 5,760	
計2筆			畑	17,268	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため

4. 転用の期間 平成25年11月1日から平成26年10月31日まで

5. 権利の種類 使用貸借権

6. 採取量 砂利 13,635㎡

7. 最大切深 5.0m

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地は平成24年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は17,268㎡となっております。

平成25年9月19日第1地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断致しま

した。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 杉本委員。

- 杉本委員 5番杉本です。
 議案第115号(2)について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字西竹 ○ ○ ○ ○
 借主 野付郡別海町 ○ ○ ○ ○
 ○○○○ ○○○○

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	42,561 の内 19,977	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため
4. 転用の期間 平成25年10月26日から平成26年10月25日まで
5. 権利の種類 賃貸借権
6. 採取量 砂利 13,818㎡
7. 最大切深 10.40m
8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地は平成24年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は19,977㎡となっております。

平成25年9月17日第4地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては傾斜や高低差、うねりが解消され、48線側の平坦な農地と一体的な利用が可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかりいたします。
 本案は原案のとおり北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

- 全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、諮問致します。
 日程5、議案第116号「現況証明願いについて」を上程致します。
 (1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16番金刺です。
 上程になりました議案第116号「現況証明願いについて」(1)について、説明致します。9ページでございます。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名
 中標津町字豊岡 ○ ○ ○ ○
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
○○○○	○○○○	畑	農地・採草放牧地以外	3, 327	農業用施設用地

3. 申請の理由
 地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
 ○○氏の離農に伴い農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し農地以外の部分を精査するものであります。
 公簿が農地となっている住宅周りの農地のうち、農業用施設等農地以外に利用している部分を分筆し地目変更するものです。
 第3地区推進班で土地評価時に現地を確認し、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。
 以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 18番戸田です。
 議案第116号(2)について、説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 申請人の住所、氏名
 中標津町字西竹 ○ ○ ○ ○
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
○○○○	○○○○	畑	農地・採草放牧地以外	1, 090	原野

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

平成25年6月24日開催の第22回総会において、〇〇氏の離農に伴い農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し農地以外の部分を精査したところですが、今般公簿が原野ではなく畑となっている土地が新たに判明したことから追加で地目変更するものです。

第4地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)と(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。

議案第116号(3)(4)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町字西竹

〇 〇 〇 〇

2. 土地の表示

所 在	地 番	公 簿	現 況	面積 m ²	利用状況
〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	農地・採草放牧地以外	12,116	宅地

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

(4)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町字西竹

〇 〇 〇 〇

2. 土地の表示

所 在	地 番	公 簿	現 況	面積 m ²	利用状況
〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	農地・採草放牧地以外	7,358	原野

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、東側に町道、南側には林地があ

り、その一部には住宅及び農業用施設が存在し、隣接する農地とは畦畔^{けいはん}で接続していない一団地となっており、地域一体の地力が極めて悪く耕作不適となり10数年前から農耕地に利用できず、長年雑草や灌木が生えている状態となっております。

平成25年9月17日第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)と(4)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、報告第76号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第76号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明申し上げます。

議案の50ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

借主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
○○○○	○○○○	畑	168,465	牧草畑

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年6月4日から平成28年5月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成25年8月6日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第117号(4)に関連するもので、現在賃貸借中の農地を借主に売却することとなったため、期間内解約するものです。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

借主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
○○○○	○○○○	畑	100,373	牧草畑

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年6月4日から平成28年5月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成25年8月6日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第117号(5)に関連するもので、現在賃貸借中の土地について○○氏から合意解約の申し出があったため、期間内解約するものです。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 札幌市中央区

○ ○ ○ ○

○○○ ○○○○

借主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
○○○○	○○○○	畑	43,101	牧草畑
〃	○○○○	〃	6,063	〃
○○○○○○○○	○○○○	〃	20,882	〃
〃	○○○○	〃	26,482	〃
計4筆		畑	96,528	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年1月26日から平成27年10月25日まで

5. 合意解約成立の日 平成25年8月6日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第117号(6)に関連するもので、現在賃貸借中の土地について○○氏から合意解約の申し出があったため、期間内解約するものです。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字武佐

○ ○ ○ ○

借主 中標津町字武佐

○ ○ ○ ○

○○○○ ○○○○

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
○○○○	○○○○	畑	49,461	牧草畑
〃	○○○○	〃	47,980	〃
計2筆		畑	97,441	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成21年8月1日から平成26年7月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成25年7月4日

6. 解約の理由 合意解約

促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数)
なければ質疑を打ち切ります。
(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 18番戸田です。
議案第117号(2)(3)について、説明致します。
なお、同一事業の为一括で説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字西竹 ○ ○ ○ ○ ○○歳 無職
譲受人 札幌市中央区 ○ ○ ○ ○ ○○○ ○○○○

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○	○○○○	畑	畑	169,336	牧草畑
〃	○○○○	〃	〃	48,209	〃
〃	○○○○	〃	〃	20,446	〃
〃	○○○○	〃	〃	85,022	〃
〃	○○○○	〃	〃	69,965	〃
〃	○○○○	〃	〃	72,516	〃
〃	○○○○	〃	〃	2,138	〃
〃	○○○○	宅地	農業用施設用地	5,004.39	堆肥舎 畜舎 等
〃	○○○○	畑	畑	8,620	牧草畑
〃	○○○○	〃	〃	1,309	〃
〃	○○○○	〃	〃	6,019	〃
〃	○○○○	〃	〃	5,992	〃
〃	○○○○	〃	〃	1,244	〃
〃	○○○○	〃	〃	11,534	〃
計14筆		畑		502,350	
507,354.39㎡		農業用施設用地		5,004.39	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの
譲受人 農地保有合理化促進事業により買い入れるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価 格 33,945,000円

6. 資金調達方法 北海道信連資金による 33,945,000円

7. 譲受人の経営状況 ○○○○○○○○につき省略

8. 適 用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見 取 図 別 紙

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

議案第117号(4)(5)(6)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 無職
 譲受人 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	168,465	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を借主に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 11,352,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 11,300,000円
 自己資金 52,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
○○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、現在賃貸借している農地について所有者である○○氏が現使用者へ売り渡す旨の申し出があり、協議の結果、現在の利用者に売渡することに決定したものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 無職
 譲受人 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	100,373	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃借地を再調整し、近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 7,126,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 7,100,000円
 自己資金 26,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業
9. 見取図 別 紙

本案件につきましては、〇〇氏より〇〇氏に賃貸していた農地について、〇〇氏より合意解約の申出があったことから、近隣農家へ譲渡したい旨申し出があったもので、地区内調整により〇〇氏へ譲渡する事となったものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区 ○ ○ ○ ○
借主 中標津町字依橋 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
〇〇〇〇	9 6 9 - 3	畑	畑	4 3, 1 0 1	牧草畑
〃	1 3 7 7	〃	〃	6, 0 6 3	〃
〇〇〇〇〇〇〇	1 0 - 1	〃	〃	2 0, 8 8 2	〃
〃	1 0 - 2	〃	〃	2 6, 4 8 2	〃
計4筆			畑	9 6, 5 2 8	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年9月27日から平成27年10月25日まで

6. 価格 年 119, 640円

7. 資金調達方法 自己資金 119, 640円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
〇人	〇人	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、農地保有合理化促進事業により〇〇〇〇〇〇〇が取得した農地について〇〇〇氏に賃貸借していたところですが、今般〇〇氏より合意解約の申し出があったため地区内で協議し、近隣農地の所有者である〇〇氏へ賃貸する事となったものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) から (6) の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(7) から (10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第117号(7)から(10)について、説明致します。

なお(7)(8)(9)につきましては貸主が同一のため、一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

○ ○ ○ ○ ○○歳 無職

借主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

○○○○ ○○○○

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	畑	畑	37,290の内 16,198	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

6. 価格 年 64,000円

7. 資金調達方法 自己資金 64,000円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

○ ○ ○ ○ ○○歳 無職

借主 中標津町字俵橋

○ ○ ○ ○

○○○○ ○○○○

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
○○○	○○○○	原野	畑	4,319	牧草畑
〃	○○○○	畑	〃	10,911	〃
〃	○○○○	原野	〃	8,912	〃
〃	○○○○	山林	〃	72,080の内 15,457	〃
計4筆			畑	39,599	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

6. 価格 年 164,000円

7. 資金調達方法 自己資金 164,000円

8. 当事者の経営状況

構成員	農従者	経 営 地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐 ○ ○ ○ ○ ○○歳 無職

借主 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
○○○○	○○○○	山林	畑	72,080 の内 33,480	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

6. 価格 年 132,000円

7. 資金調達方法 自己資金 132,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経 営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(1 0)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐 ○ ○ ○ ○ ○○歳 無職

借主 中標津町字俵橋 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
○○○	○○○○	畑	畑	27,062 の内 22,000	牧草畑
〃	○○○○	山林	〃	21,528	〃
計2筆			畑	43,528	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

6. 価 格 年 172,000円
 7. 資金調達方法 自己資金 172,000円
 8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適 用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別 紙

この案件につきましても、賃貸借の期間が満了することに伴う再設定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断致しました。以上でございます。

- 議 長 説明が終わりましたので、(7) から (10) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 櫻坂委員。

- 櫻坂委員 15番櫻坂です。
 議案第117号(11)について、ご説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1 1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸 主 野付郡別海町 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業
 借 主 中標津町南 ○ ○ ○ ○ ○○歳 農業

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
○○○○	○○○○	山林	畑	69,849の内 65,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸 主 期間満了により再設定するもの
 借 主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)
 5. 期 間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
 6. 価 格 年 175,280円
 7. 資金調達方法 自己資金 175,280円
 8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
○人	○人	○○○○	○○○○	○○○○	○○○

9. 適 用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するもので

あり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)から(11)の案件について、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇〇〇〇〇の退席をお願い致します。

(〇〇〇〇、退席)

(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國見委員。

國見委員 10番國見です。

議案第117号(12)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐 〇 〇 〇 〇 〇〇歳 農業
借主 中標津町字武佐 〇 〇 〇 〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
〇〇〇〇	〇〇〇〇	畑	畑	49,461	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年9月27日から平成26年7月31日まで

6. 価格 年 222,000円

7. 資金調達方法 自己資金 222,000円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
〇人	〇人	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、〇〇氏と〇〇〇〇で賃貸借している2筆の農地の内1筆を第3者に売り渡すことになったため、一旦合意解約し、残る1筆について再度利用権の設定をするものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(12)の案件について、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇〇〇、着席)

〇〇〇〇に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第118号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第118号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

41ページをお開きください。

平成25年度分と致しまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇2件の提出がありました。

平成25年8月30日以降受理した報告書でございまして、記載の通りいずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程 9、議案第 1 1 9 号「中標津町農地基本台帳点検等実施規程制定について」を上
程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました、議案第 1 1 9 号「中標津町農地基本台帳点検等実施規程制定に
ついて」提案理由のご説明を申し上げます。

4 3 ページをお開きください。

この度、農林水産省が進めております農地の多面的機能を評価した日本型直接支払い制度において、農地基本台帳が基礎資料とせれることが農業・農村所得倍増 1 0 カ年戦略で示され、農地基本台帳の精度向上のため町が所有する各種データとの年 1 回以上の照合を推進する旨の通知があり、データ照合の実施に併せ中標津町農地基本台帳点検等実施規程を制定し、適切な台帳の管理を行うものであります。

本文の説明を申し上げます。

第 1 条は、目的であります。

この規程は、中標津町農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地基本台帳の適時、適切な情報の更新を図るため点検等に関する事項を定め、もって法令事務の適正かつ円滑な処理および中標津町の農業振興に資することを目的とするものであります。

第 2 条は、点検等の対象となる事項であります。

農地基本台帳の点検等は、本委員会の区域内にある全ての農地及び採草放牧地を対象とするものであります。

第 3 条は、定期的な点検等の実施等であります。

本委員会は、毎年農業委員会委員選挙人名簿の調整の時期と並行して 1 月から 3 月までの間に点検等を実施するとしております。

2 では、点検等の内容です。農業委員会委員選挙人名簿調整のための申請、審査を通じて把握した情報に基づき実施するとしており、3 では、農地基本台帳の記載事項のうち、農業委員会委員選挙人名簿調整のための申請、審査で把握出来ないものは別途調査を実施するとしてございます。4 では、農地法第 3 0 条による利用状況調査で把握した情報に基づき整理するとしてしているところであります。

第 4 条は、各種データとの照合であります。

前条に規定する定期的な点検等のほか、農地基本台帳の記載事項のうち世帯及び農地等所有者の状況について、年 1 回以上中標津町の所有する各種データと照合を行い、その結果を反映させるものとするとしてございます。

第 5 条は、随時補正の実施であります。

本委員会の日常的な活動と通じ、農地基本台帳の記載内容の補正が必要な場合は速やかに行うとするものでございます。

第 6 条は、農地情報の共有化のために提供した情報等の管理であります。

農地情報の共有化のため、地域担い手育成総合支援協議会に対し提供した情報の適正な管理を行うよう定めております。

第7条は、点検等の実施管理であります。
 農地基本台帳の点検等の適正な実施を確保するため管理をする者を置き、本委員会の事務局長を充てるとするものであります。
 付則としまして、この規程は公布の日から施行するものであります。
 以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本件は原案のとおり決するすることにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程7、報告第48号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
 内容を事務局から報告願います。
 (挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第77号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
 先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。
 55ページをお開きください。
 (以下、議案資料を朗読)

◎許可日 平成25年7月25日付

(1)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字当幌
 借主 中標津町東

○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		公 簿	現 況		
○○○	○○○○	原野	畑	25,046 の内 16,226	
〃	○○○○	畑	〃	27,722 の内 3,517	
計2筆			畑	19,743	

3. 許可期間 平成25年8月1日から平成26年7月31日まで

以上でございます。

議長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第24回総会を閉会致します。
ご苦勞様でした。

(閉会 11時46分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月26日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____